平成２１年（ミ）第３３号
高松市藤塚町１丁目11番22号
更生会社　株式会社エイシィカンパニーグループ
代表者代表取締役　朝倉　泰雄
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後０時
2　主文　株式会社エイシィカンパニーグループについて更生手続を開始する。
3　管財人　長谷川宅司
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成22年３月３日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成22年５月12日から平成22年５月19日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成22年６月30日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成22年７月30日まで
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第３４号
香川県木田郡三木町大字下高岡972番地30
更生会社　株式会社穴吹ハートレイ
代表者代表取締役　榎　　範雄
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後０時
2　主文　株式会社穴吹ハートレイについて更生手続を開始する。
3　管財人　長谷川宅司
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成22年３月３日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成22年５月12日から平成22年５月19日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成22年６月30日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成22年７月30日まで
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２１年（再）第３号
北海道上川郡東川町松山温泉
再生債務者　株式会社天人閣
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　北海道旭川市３条通11丁目2229―19　成川毅法律事務所　弁護士　成川　　毅
平成21年12月10日　　旭川地方裁判所民事部

平成２１年（再）第３号
山口県下関市宝町32番13号
再生債務者　恭井建設株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　山口県下関市細江町１丁目６番１号　下関第一法律事務所　弁護士　臼井　俊紀
平成21年12月11日　山口地方裁判所下関支部

平成２１年（再）第１０号
福岡県直方市大字上境2108番地の12
再生債務者　サンセイ建設株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　福岡市中央区赤坂１―15―33ダイアビル福岡赤坂401号鴻和法律事務所　弁護士　北古賀康博
平成21年12月９日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第２号
釧路市大楽毛154番地397
再生債務者　株式会社ウオシンフーズ
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年１月15日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年２月19日から平成22年３月５日まで
釧路地方裁判所民事部

平成２１年（再）第３号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目25番23号
再生債務者　早良印刷株式会社
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年１月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年２月19日から平成22年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再）第４号
埼玉県朝霞市根岸台４丁目２番66号
再生債務者　市毛　秀伸
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年１月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年２月19日から平成22年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再）第１号
香川県観音寺市吉岡町759番地３
再生債務者　有限会社中央塗料
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年１月13日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年２月10日から平成22年２月24日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（再）第５号
愛媛県松山市湊町４丁目６番地６
再生債務者　株式会社丸三書店
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年１月15日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年２月15日から平成22年３月１日まで
松山地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第２３号
愛知県常滑市久米字御林315番地、開始決定時の本店所在地愛知県常滑市金山字石田34番地
再生債務者　株式会社タカハシ工機製作所
1　決議に付する計画案　平成21年11月24日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年１月25日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年１月18日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年１月12日
平成21年12月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２１年（再）第３７号
大阪市淀川区西中島４丁目12番22号
再生債務者　株式会社アクト音響振動調査事務所
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年12月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第３８号
大阪市中央区高津３丁目６番24号
再生債務者　アカシヤ株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年12月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第１３号
熊本市近見８丁目14番55号
再生債務者　医療法人社団起幸会
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年12月11日
熊本地方裁判所民事第１部